

診療報酬明細書（レセプト）等送付依頼書

整理番号 「療養の給付の不支給について」 または 「納付催告及び納付書の送付について」 に記載されています。	—	納付年月日 令和 年 月 日
納付証明書	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	ペイジーでお支払いの方、領収証書を紛失された方等、領収証書をお持ちでない方には、領収証書に代わり、納付いただいたことを証明する書類を発行いたします。
住所	〒 —	
氏名		
電話番号	—	

※保険者間調整をご利用の方は、本依頼書の提出は不要です。

保険者間調整を利用せず納付書でお支払いいただく方

返納いただく医療費は、受診日に他の健康保険（国民健康保険、健康保険組合等）に加入していれば、その健康保険から「療養費」として払い戻しを受けられる場合があります。

～ 医療費の払い戻しの流れ ～

1

納付書でお支払いください

領収証書は大切に保管してください。

2

診療報酬明細書等の発行を協会けんぽへご依頼ください

診療報酬明細書等（レセプト）の写しを発行いたしますので、本依頼書を全国健康保険協会支部へ送付してください。

※お支払いが確認できてからの発行となります。

※通知書の宛名に記載の方へ発行いたします。

※ペイジーでお支払いの場合等、領収証書がお手元ない場合は、領収証書に代わり、納付いただいたことを証明する書類を発行いたします。

3

受診時にご加入の健康保険へ療養費をご請求ください

診療報酬明細書等（レセプト）と領収証書をあわせ、受診時にご加入の健康保険へ、療養費をご請求ください。

詳細な手続きの方法は、ご加入の健康保険へお問い合わせください。